

須賀川税務署からのお知らせ

「基礎控除の見直し等に関する年末調整等の個別相談会」 開催のお知らせ

令和7年度の税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われ、これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

須賀川税務署では、給与の支払いのある事業者向けに、本改正に関する事務処理等についての個別相談会を事前申込みにより、次のとおり開催することとしました。内容は、本改正の概要や令和7年分の年末調整における留意事項、令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項等に関する個別相談です。

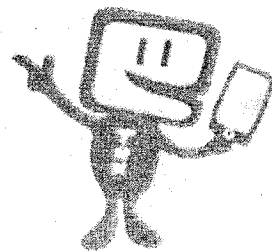
【基礎控除の見直し等に関する年末調整等の個別相談会】

日時 令和7年11月17日～11月28日 事前申込により随時開催
9:00～16:00（土日祝日を除く）

場所 須賀川税務署（須賀川市東町135-1）

申込先 須賀川税務署 法人課税部門
Tel0248-75-2419（直通）

内容 1. 改正の概要
2. 令和7年分の年末調整における留意事項
3. 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項



所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

所得税の
基礎控除の見直し等

